

秋田市教育委員会  
会 議 録

平成26年3月定例会

秋田市教育委員会平成26年3月定例会会議録

- 1 日 時 平成26年3月19日(水)  
午後3時30分～午後5時10分
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席委員 委員長  
教育委員  
教育委員  
教育委員  
教育委員 (教育長)
- 4 出席職員 教育次長  
教育次長  
総務課長  
総務課参事  
学事課長  
学校教育課長  
学校教育課教職員室長  
教育研究所長  
スポーツ振興課長  
文化振興室長  
御所野学院高等学校長  
御所野学院高等学校事務長  
御所野学院中学校長  
御所野学院中学校教頭  
総務課長補佐  
総務課副参事  
生涯学習室長補佐  
文化振興室主席主査  
総務課主査  
総務課主査  
総務課主査  
学事課主査  
総務課主事

## 5 議 題

### 【付議案件】

- (1) 議案第3号 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- (2) 議案第4号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- (3) 議案第5号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
- (4) 議案第6号 秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する件
- (5) 議案第7号 秋田市指定文化財の指定に関する件

### 【教育長等の報告】

- (1) 教職員人事評価について

### 【委員長の選挙】

## 6 議 事 午後3時30分開会

### 【平成26年2月臨時会会議録の承認】

平成26年2月臨時会会議録について、異議がないため承認された。

### 【会議録署名委員の指名】

委員長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

### 【非公開の議決】

委員長

議案第3号「秋田市教育委員会人事異動に関する件」、議案第4号「秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件」は、いずれも人事に関する案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書の規定により、秘密会として取り扱うこととし、日程の最後に審議したいと思うがどうか。

また、教育長等の報告(1)「教職員人事評価につい

て」も、人事に関する案件であることから、議案第4号の審議のあと報告を受けたいと思うがどうか。

※ 以上の発議があり、全員賛成により議決した。

【付議案件】

議案第5号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件

委員長 議案第5号「秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件」について、事務局から説明願う。

学事課長 (資料に基づき説明)

委員 標準時数を変更すると、学校の教育目標や特色の出し方が変わると思うが、学校が目指す方向を教えてほしい。

御所野学院中学校長 総合的な学習の時間は、郷土学と自分探求学となっている。体験活動を多く行うことで、この活動の充実を図るために、標準時数より多く設けることにしたものである。

御所野学院高等学校長 高校の履修単位の変更については、新教育課程の実施に伴い、資料2ページの表の1学年、2学年が新教育課程、3学年が旧教育課程と混在することから改正するものである。標準時数が全体で多くなっている点については、これまでは金曜日の5、6時限目に、一般の方が先生となって郷土学を指導していたが、平日は先生の都合がつかないことがかなりあったため、土曜日に変更した。その結果、金曜日に空いた時間に別の教科を入れたため、単位数が増えたものである。

委員 中学校の数学と英語を減らして、総合的な学習の時間を増やしているが、中学校学習指導要領の標準時数

との関係はどうなっているのか。

御所野学院中学校教頭 数学や英語については、いずれも中学校学習指導要領の標準時数を満たした上で、先取り学習をしている。

総合的な学習の時間の標準時数は、1年生が50時間、2年生が70時間、3年生が70時間である。改正案では5時間増となっているが、表現科が年間を通して35時間とするところを、30時間としているため、5時間の余剰が出ている。現行ではその分を数学と英語にしていたが、改正案では、総合的な学習の時間の充実を図るため増やしている。いずれも、標準時数を満たしている。

また、総合的には1週間29コマのところを、御所野学院中学校では31コマの2コマ増で実施している。

委員 これまで特徴としていた数学と英語を中心とした先取り学習や、他の学校よりも時数的に充実しているという方向性は変わらないということか。また、トータルで2コマ多いので、2コマ分の割り振りを少し変更したという理解で良いか。

御所野学院中学校教頭 そのとおりである。

※ 議案第5号については、全員賛成により承認された。

#### 議案第6号 秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する件

委員長 議案第6号「秋田市社会教育委員の会議規則の一部を改正する件」について、事務局から説明願う。

生涯学習室長補佐 (資料に基づき説明)

委員 今回の改正には、「秋田市条例」などという語句を加えるようだが、平成の合併前の秋田市の条例という意味であえて加えるものなのか、それとも条例として加えておかなければいけないものだったのか。

総務課主査 一般的に条例や規則において、他の条例を引用した場合は、いつ設定したのかということと、種別として「秋田市」という語句をつける決まりがある。この規則は、その部分が抜けていたため整備するものである。

生涯学習室長補佐 現行規則第1条の「第4条」という記載を「第5条」と改めた理由は、秋田市社会教育委員に関する条例に委嘱基準の条項を加えたことに伴い、これまで「第4条」であったものが「第5条」となったためである。

※ 議案第6号については、全員賛成により承認された。

#### 議案第7号 秋田市指定文化財の指定に関する件

委員長 議案第7号「秋田市指定文化財の指定に関する件」について、事務局から説明願う。

文化振興室長 (資料に基づき説明)

委員 武藤助左衛門家伝来文書について、佐竹史料館に寄託となっているが、半永久的に寄託されるものなのか。所有権が個人でにある以上、自宅に持ち帰ることもあり得るのか。

文化振興室長 所有者からは、2年ごとに寄託してもらっている。将来的には寄贈を考えているとのことである。

委員 秋田市文化財の指定を受け、価値が上がったことで所有者に別の思いはないのか。長く預けてほしいという気持ちは所有者に通じているのか。

文化振興室長 寄託を続けたいという意思を持っているとのことである。

委員 非鉄製の小札甲ということだが、鉄製のものもあるのか。

文化振興室長 鉄製のものもあるが、当時は扱いやすいという理由

で、馬や牛などの革を使っている甲が多く作られていたようである。

委員 小札甲はどの部位にどうやって付けるものなのか。

文化振興室長 資料2 1 ページに甲の図があるが、肩からかけて身に付けるものである。

委員 武藤助左衛門家伝来文書について、一般の方が閲覧する場合はどのようにすればよいのか。

文化振興室長 平成19年に寄託を受けてから、これまで佐竹史料館で5回公開している。今後も企画展の開催に合わせて公開していきたいと思う。

委員 武藤助左衛門家伝来文書について、所有者が2年ごとに寄託しているということだが、例えば亡くなった時などは、所有者が子どもの名前などに変わるのか。また、その子どもが違う場所に寄託するとなった場合、秋田市文化財の指定は取り消されるのか。

文化振興室主席主査 所有者が亡くなり、その子どもが引き継ぐ場合は、所有者の変更となり、所有者が子どもの名前が変わる。何らかの理由で秋田市外に移動された場合は、秋田市の指定文化財を解除される。

委員長 所有者の年齢は何歳位なのか。将来的に寄贈する気持ちはあるとすれば、今回の秋田市文化財の指定が一つのきっかけとなって、寄贈する方向になるのではないかと思った。

文化振興室主席主査 所有者の年齢は70代である。

委員長 秋田市の指定文化財になったあとも、寄託を続けていくのか。

文化振興室主席主査 現在のところは、そのとおりである。

委員 所有者が武藤助左衛門家の伝来文書を所有していた経緯を教えてほしい。

文化振興室主席主査 武藤助左衛門家は、旧下淀川村で肝煎を務めた家で、所有者の奥様が武藤家の出身である。現在武藤家を継

ぐ方がいないため、この伝来文書を奥様が相続し、資料記載の者が所有するものである。

委員 文書は蔵などから発見されたのか。それとも、代々引き継がれてきたものなのか。

文化振興室主席主査 まとまった点数が引き継がれて残っていたものとして、貴重なものであり、保存状態も良かったことから、文化財保護審議会の専門委員などに見てもらい、指定候補物件として審議されてきたものである。

※ 議案第7号については、全員賛成により承認された。

### 【委員長選挙】

委員長 委員長の任期については1年となっており、私の委員長としての任期が3月31日までであるので、4月1日からの委員長を前もって決定したい。

秋田市教育委員会会議規則第2条により、委員長の選挙は無記名投票又は指名推薦により行うものとされている。これまで秋田市では指名推薦による方法を採用しているが、委員の皆様から意見はないか。

委員 指名推薦による方法を採用してはどうか。

(委員から異議なしの声が挙がる)

委員長 それでは、委員長は指名推薦により決定することとする。委員の皆様から候補者の推薦を願う。

委員 石田委員を推薦したい。

(委員から異議なしの声が挙がる)

委員長 それでは、平成26年4月1日からの委員長は石田委員とする。

次に、平成26年度の委員長職務代行者について、秋田市教育委員会会議規則第3条では、委員長の推薦に基づき、教育委員会が指定することとしているが、



新委員長の石田委員から意見を伺いたい。

委員 委員長職務代行者は、前川委員が良いと思う。

委員長 前川委員との意見があったので、平成26年4月1日以降の委員長職務代行者は、前川委員にしたいと思うがどうか。

(委員から異議なしの声が挙がる)

委員長 委員長職務代行者は、前川委員とする。

※ 委員長の選挙については、以上のとおり終了した。

#### 【その他、事務局から】

(1) 平成26年2月市議会定例会の審議状況について

総務課長 (教育産業委員会で審議されたについて内容を報告)

#### 【その他、委員から】

委員 秋田市で新しい津波のハザードマップを作って、広報の配布の際に全世帯に配布するということは大変良いことと思う。公共施設、特に全ての小中学校の防災訓練などで活用することにもなると思う。先生や子どもたちを含めて皆の関心があることだと思うので、それを考慮して配布してもらえればと思う。また、学校においても様々な面で活用してほしいと思う。

委員 ハザードマップについては、沿岸部を5地域に分けているもので5種類、津波が想定されない地域は、市全域を掲載したものが1種類の計6種類があり、地域ごとに配布される。既に配布されているところもある。

昨日、市の防災会議があり、学校における防災教育の充実もうたわれていた。特に避難訓練については、年3

回程度という文言が入っている。各学校の防災マニュアルについては、教職員全員が共有していないといざという時に困るので、学校や保育所、幼稚園も含めて、職員がマニュアルを共通理解することが新たに加えられた。5月中旬頃には冊子として配布されると思う。各学校で市全体の防災計画がどうなっているのか分からないと困るので、完成した段階で配慮してもらいたいと思っている。

#### 【その他、今後の日程についての報告】

総務課長補佐            教育委員会定例会は、原則毎月第4木曜日としているが、4月定例会は、4月4日(金)午後3時30分からを予定している。本市教育行政の基本方針である「秋田市の教育について」を年度当初に決定する必要があり、速やかに教育委員会に諮るため、毎年4月上旬に行っている。平成26年度についてもこのようなことから変更するものである。

委員長                    4月定例会は、4日(金)午後3時30分からとする。

#### 【退職職員の紹介】

教育次長による、3月末で退職となる幹部職員の紹介、退職者を代表して千秋美術館副館長によるあいさつが行われた。

#### 【付議案件】

議案第3号 秋田市教育委員会人事異動に関する件

議案第4号 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

#### 【教育長等の報告】

(1) 教職員人事評価について

(議案第3号、4号の審議および教育長等の報告(1)は、秘密会のため、秋

田市教育委員会会議規則第23条の規定に基づき、会議録に記載しない。)

午後5時10分閉会

以 上